

工事監督技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、「工事監督規程」に基づき、播磨町の発注する工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- (1)「監督」： 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督員」： 総括監督員及び主任監督員を総称していう。
- (3)「監督の方法」： 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、把握、立会い）を総称していう。
 - ア指示： 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - イ承諾： 契約図書で明示した事項で、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
 - ウ協議： 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - エ通知： 監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - オ受理： 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。
 - カ確認： 契約図書に示された事項について、監督員が臨場もしくは受注者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書との適合を確かめ、受注者に対して認めることをいう。
 - キ連絡： 監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、契約書第18条に該当しない事項または、緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段によりお互いに知らせることをいう。（なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。）
 - ク把握： 監督員が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
 - ケ立会い： 契約図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容を確かめることをいう。

(監督の実施)

第3条 監督員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。
なお、関連図書及び条項の欄で「契」は契約書を示し、「共仕」は兵庫県土木工事共通仕様書を示す。

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
1 契約の履行の確保		
(1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書）その他契約の履行上必要な事項について把握する。	契 第9条 共仕第1編 1-1-1-2
(2) 工事实績データの確認及び登録、内容確認調書の受理	工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に受注者が作成した「登録のための確認のお願い」を確認する。また受注者から提示される登録内容確認書を確認する。	共仕第1編 1-1-1-5
(3) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共仕第1編 1-1-1-4
(4) 施工体制の把握及び確認	① 受注者から提出された施工体制台帳及び施工体系図により、現場技術者の配置状況、下請負の状況等施工体制を把握する。 ② 現場施工体制の確認を行い、受注者に不適正な事項が合った場合には、改善指示等必要な措置を講じる。	契 第10条 共仕第1編-1-1-10 「工事現場における施工体制確認要領」
(5) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む。）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。	契 第9条 共仕第1編 1-1-1-6
(6) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者の承認を受ける。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む。）する。	契 第18条 共仕第1編1-1-1-3 契 第18条
(7) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。	契 第18条 共仕第1編 1-1-1-14
(8) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。	契 第2条
(9) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第11条 共仕第1編 1-1-1-24

(10) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕第1編 1-1-1-15
(11) 契約担当者への報告		
ア 工事の中止、工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者へ報告する。	契 第20条 共仕第1編 1-1-1-13 契 第17～22条 契 第43条
イ 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	契 第27条
ウ 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。	契 第29条 共仕第1編 1-1-1-38 契 第29条
エ 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。	契 第28条
オ 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者へ報告する。	契 第33条 共仕第1編 1-1-1-22
カ 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来形報告書に基づき出来高を確認し契約担当者へ報告する。	契 第34条
キ 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、出来形報告書の審査、工事検査調書（出来高）の作成を行い、契約担当者へ報告する。	契 第37条 工事検査調書（様式39-2）
ク 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき、著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しく	契 第12条 共仕第1編 1-1-1-25

<p>ケ契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>は監理技術者又は専門技術者並びに下請負人等が、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へ措置請求を行う。</p> <p>① 契約書第 45 条、第 46 条及び第 47 条に基づき、契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び工事検査調書（出来高）の作成を行い、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契 第 45 条 契 第 46 条 契 第 47 条</p> <p>契 第 50 条 契 第 51 条</p> <p>契 第 53 条</p>
<p>2 施工状況の確認等</p>		
<p>(1) 事前調査等</p>	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給（貸与）品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査の立会 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項</p>	<p>共仕第 1 編 1-1-1-37 共仕第 1 編 1-1-1-33 共仕第 1 編 1-1-1-16</p> <p>共仕第 1 編 1-1-1-35 契 第 16 条</p>
<p>(2) 指定材料の確認</p>	<p>設計図書において、監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質、規格等の試験、立会い、又は確認を行う。</p>	<p>契第 13～14 条 共仕第 2 編第 1 章第 2 節</p>
<p>(3) 工事施工の立会</p>	<p>設計図書において、監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。</p>	<p>契 第 14 条 共仕第 3 編 3-1-1-5</p>
<p>(4) 工事施工状況の確認（段階確認）</p>	<p>設計図書に示された施工段階において別表 1 に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>共仕第 3 編 3-1-1-5</p>
<p>(5) 工事施工状況の把握</p>	<p>主要な工種について、別表 2 に基づき適宜臨場により施工状況の把握を行う。</p>	<p>共仕第 3 編 3-1-1-5</p>
<p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>① 建設副産物の搬出について、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p>	<p>共仕第 1 編 1-1-1-18</p>

(7) 改善請求及び破壊による確認	<p>② 建設資材の搬入又は建設副産物の搬出について、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	共仕第1編 1-1-1-18
	<p>① 工事の施工が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p>	契 第17条
(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡	<p>② 契約書第13号第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	契 第17条
	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡を行う。</p>	契 第15条 共仕第1編 1-1-1-16
	<p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者と打合せのうえ引渡等の措置を行う。</p>	契 第15条 共仕第1編 1-1-1-16
3 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	
(2) 関係機関との協議・調整	<p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	
4 その他		
(1) 現場発生品の処理	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p>	共仕第1編 1-1-1-17
(2) 臨機の措置	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p>	契 第26条 共仕第1編 1-1-1-41
(3) 事故等に対する措置	<p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、契約担当者に報告する。</p>	共仕第1編 1-1-1-29

(4) 工事成績の評定	総括監督員、主任監督員は、工事完成のときは工事成績評定の実施要領に基づき工事成績の評定を行う。	工事成績評定の実施要領
(5) 工事完成検査等の立会	原則として主任監督員は工事の完成、中間の各段階における工事検査の立会を行う。	共仕第 1 編 1-1-1-20 共仕第 1 編 1-1-1-21 共仕第 3 編 3-1-1-5 共仕第 3 編 3-1-1-9
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、契約担当者等の指示する検査日を受注者に対して通知する。	共仕第 1 編 1-1-1-20 共仕第 1 編 1-1-1-21 共仕第 3 編 3-1-1-9

附 則

この基準は、平成 17 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

段 階 確 認 一 覧

一般：一般監督

重点：重点監督

【土木工事】

種 別	細 別	確認時期	確認事項	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、幅、長さ、高さ、深さ等	1回/1工事
土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化時
道路土工(路床) 舗装工(下層路盤)		ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層安定処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換工	掘削完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
固結工	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	長さ、使用材料、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高さ、変位	
	鋼管矢板	打込時	長さ、使用材料、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75(本) 重点：1回/50(本)
		打込完了時	基準高さ、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験矢板+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時 (打込杭)	基準高、偏心量	
		掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量	
	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本	
場所打杭工	リバーシ杭 ホルケーシング杭 アースリール杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		鉄筋組立て完了時	設計図との対比、使用材料	一般：30%程度/構造物 重点：60%程度/構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本

置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	一般：1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
重要構造物 函渠工(樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁、堰本体工、 排水機場本体工、水門工、 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化時
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立完了時	設計図書との対比、 使用材料	一般：30%程度/構造物 重点：60%程度/構造物
		埋戻し前	設計図書との対比、 (不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比、 使用材料	一般：30%程度/構造物 重点：60%程度/構造物
鋼橋		仮組立完了時	キャンバー、寸法等	一般：—— 重点：1回/1構造物
ポステンションT(Ⅰ)桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 プレビーム桁製作工 PCホーラップ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線、鉄筋組立完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度/構造物 重点：60%程度/構造物

注) ・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案のうえ設定することとする。

- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - ア 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - イ 施工条件が厳しい工事
 - ウ 第三者に対する影響のある工事
 - エ その他

別表 1

段 階 確 認 一 覧

【営繕工事】

工事区分	工種	確認内容
仮設工事	縄張り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縄張りの立会い検査 ・ ベンチマーク（G L）の立会い検査 ・ 遣り方の検査
土工事	根切り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支持地盤の立会い検査
地業工事	既製コンクリート杭、鋼杭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杭芯出しの計測検査（位置の確認） ・ 試験杭立会い（支持力、支持地盤、掘削深さ等をボーリングデータと確認）
	場所打ちコンクリート杭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験杭立会い（支持地盤、掘削深さを検査） ・ 支持地盤の確認（状況に応じて立会い）
	杭の載荷試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験に立会い荷重を確認
	地盤の載荷試験（平板載荷試験）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験に立会い荷重を確認
鉄筋工事	配筋検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 径、本数、かぶり、あき、継手長、定着、スペーサー、結束等立会い検査
	ガス圧接	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観試験の抽出検査（部位別の代表ロット 1 ヶ所以上計測により検査、その他確認） ・ 超音波深傷試験の立会い（抽出試験、探傷器の点検）
コンクリート工事	製造所（試練り）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会いの上、計画調査を確認（計画スランプ、計画空気量、所要気乾単位容積質量、調合強度）
	コンクリート打設	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレッシュコンクリートの試験の立会い（スランプ、空気量、塩化物量、単位容積質量） ・ 打設に立会い打設状況を確認
	型枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組立の抽出検査（部位別 2 ヶ所以上計測、コンクリート打設前に検査） ・ 組立の立会い検査（コンの使用個所、柱脚・柱頭の固定、振れ止め床型枠用鋼製デッキプレート[®]の固定、支保工の配置・固定） ・ 開口部、貫通孔、埋込み金具の取り付けの抽出検査（種類別 1 箇所以上計測） ・ ルーフドレインの取り付けの目視検査（数量、大きさ、位置、増打ち）
鉄骨工事	材料検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験計画書を受理し、試験に立会い品質を確認 ・ 主要部材の長さ、幅、厚さを計測し施工図と照合
	製品検査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部位別 1 ヶ所計測し、その他は立会い検査（材質、主要寸法、ボルト穴・スリーブ・鉄筋貫通孔の位置・寸法、溶接状況、摩擦面の状況、開先の形状等）
	高力ボルト接合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 締付けの確認（トルシア形高力ボルト：確認、J I S 型高力ボルト：部位別に 1 ヶ所以上計測し、その他確認）
	溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溶接部の検査（現場溶接は立会い検査）
	建方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会い検査（組立順序、仮ボルト、建入れ直し、建入れ精度）

コンクリートブロック・ALCパネル・押出成型セメント板工事			・補強筋の検査
防水工事	アスファルト防水	防水下地	・検査（勾配、突起の除去、入隅・出隅面取り、通り、立上り、出入口回り、設備配管、ドレン回り、エキスパンション部取合い）
		ルーフィング張り	・各層毎、特殊部、端部を検査（方向、重ねしろ、端部、入隅、出隅、立上り、出入口回り、設備配管、ドレン回り、エキスパンション部の増張、捨て張り）
	塗膜防水		・検査（プライマー塗りむら、特殊部の処置）
	合成高分子系ルーフィングシート防水	防水下地	・検査（入隅・出隅、立上り、ドレン回り取合い、勾配、突起部の除去）
ルーフィングシート張付け		・検査（接着剤の乾燥状態、固定金具の留付け、密着の程度、接合部の処置、特殊部分の増張り、捨て張り）	
石工事	下地ごしらえ		・検査（計測記録、鉄筋、アンカー、取付金物、錆止め）
タイル工事	張付け		・外観検査（精度） ・試験に立会い、強度を確認（引張接着強度）
木工事			・表面仕上げ状況の検査
屋根及びとい工事			・確認記録を基に検査
金属工事	軽量鉄骨天井・壁下地		・抽出検査、施工状況の確認（取付、開口部補強、溶接部）
	手すり及びタラップ		・抽出検査、計測記録と照合し検査、その他検査（位置、溶接、加工、固定度）
	金属成形板張り		・検査（割付、下地、伸縮調整、継手位置）
	アルミ笠木		・目視検査（固定金具間隔、固定度、継ぎ手部）
左官工事			・仕上げの検査（平坦さ、むら等）
建具工事	建具		・取付状況の検査（位置、開き勝手、アンカー）
	鍵		・引渡前に錠前と照合し、作動検査
	ガラス		・検査（シーリング材、ガスケット、セッティングブロック、掛かりしろ、切断面、小口の防錆処理）
カーテンウォール工事	メタルカーテンウォール		・抽出検査、10%確認（取付精度、材質、目地、本留め、溶接後の錆止め、耐火被覆、防火区画等の処理）
	PCカーテンウォール		・型枠の抽出検査、施工図と照合し確認（寸法、制度、材質、ねじれ、反り、曲がり、脱型時強度） ・PC本留めに先立ち抽出検査（取付精度、目地、本留め、溶接後の錆止め、防火・防煙区画の処理）
塗装工事			・検査（表面仕上り、色、模様、むら）
内装工事			・仕上り状況について検査
ユニット及びその他工事	ユニット工事		・検査（見本と照合、寸法、仕上がり性能、開閉機能）
	雑工事		・室名札の形状取付位置の確認 ・床下換気孔、天井換気孔、の形状・納まり及び雨水・鳥・ねずみ・虫等の侵入防止策の確認 ・流し・各種棚の取り付け下地・金物等の強度確認、コンセント・棚下灯との取合確認 ・床・天井点検口の材質・納まりの確認 ・玄関マット等の水抜目皿・レベル確認

		<ul style="list-style-type: none"> カーテン、カーテンレールの材質・吊込み位置の確認
排水工事	排水柵、マンホール、グレーチング	<ul style="list-style-type: none"> 検査（高さ、防錆処理、安定性）
	通水試験	<ul style="list-style-type: none"> 埋戻し前の試験記録を確認し、試験の立会い
舗装工事	舗装	<ul style="list-style-type: none"> 検査（平坦さ） 抜取り密度検査
	街きよ、縁石、側溝等	<ul style="list-style-type: none"> 検査（地業、水勾配、据付の通り、寒冷期施工の養生）
	路盤	<ul style="list-style-type: none"> 基準密度を承諾（締固め試験）
植栽工事	樹木	<ul style="list-style-type: none"> 確認（樹高、葉張り、幹回り、樹種、根巻き状況、発育状況、数量）
	樹種、移植	<ul style="list-style-type: none"> 検査（植込み穴の深さ、幅、支柱、養生等）

別表 1

段 階 確 認 一 覧

【電気設備工事】

施工区分	工種	確認内容
屋外配線工事		<ul style="list-style-type: none"> ・ 根入れ、根カセ、支線柱の確認 ・ 埋設ケーブルの配列の確認 ・ ハンドホールの仕上げ、防水状態の確認 ・ 管路等の接続状況の確認
屋内配線工事		<ul style="list-style-type: none"> ・ 管径、接続、ボックス位置、ボンディング・サドル間隔、管口の処理、養生、塗装の確認 ・ 電線の太さ、接続、絶縁処理、電線の造営材貫通及び接近の確認 ・ 碍子間隔、壁の貫通、電線支持の確認 ・ 接地抵抗処理の確認 ・ 照明器具、分電盤、制御盤、弱電機器等の位置、寸法、取付方法の確認 ・ 機器の仕様の確認 ・ 絶縁抵抗測定 ・ 機器の性能試験の確認
変電設備 (含非常電源)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎の仕上げの確認 ・ 機器の仕様の確認 ・ 配電盤・発電機・原動機燃料槽・配管等の据付材質管径等の確認 ・ 試験測定の確認
接地工事		<ul style="list-style-type: none"> ・ 接地極の確認 ・ 接地線の確認 ・ 接地極等の間隔の確認 ・ 接地極の位置表示の確認 ・ 接地抵抗測定の確認
避雷針設備工事		<ul style="list-style-type: none"> ・ 受電部（突針・導体）の取付の確認 ・ 導線の接続、布設状況の確認 ・ 接地抵抗測定の確認 ・ 導線と他の金属工作物の離隔
構内交換設備工事		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の仕様の確認 ・ 機器の取付の確認 ・ 配管管径呼び線等の確認 ・ 試験測定の確認
エレベーター設備		<ul style="list-style-type: none"> ・ 機器の仕様の確認 ・ 各機器の据付、組立、納まり、電気配線の確認 ・ 性能試験の確認

別表 1

段 階 確 認 一 覧

【機械設備工事】

施工区分	工種	確認内容
衛生器具設置 工事	器具取付工事	・仕様、メーカー名、取付位置、ガタツキ、取付下地、防水層との取合せの確認
	通水試験	・漏水（水栓連結部、排水器具等の連結）の確認
給水設備工事	配管工事	・ネジ切等接手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認
	防露、塗装工事	・種別、防露の厚さ、テープ巻状態、見切、目止め塗装、防食塗装、識別色及び指示標示の確認
	機器据付工事	・仕様、据付位置、据付（基礎、振動、騒音、操作、排水位置等）、メーカー名、養生の確認
	通水試験	・水圧、ウォーターハンマー、泥抜、漏水の確認
排水設備工事	配管工事	・口径、材質、ネジ切等接手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、埋設深さ、地盤高さ、他構造物との取合い、貫通管取付仕舞の確認
	防露、塗装工事	・種別、防露の厚さ、テープ巻状態、見切、アスファルトジュート巻、目止め、防食塗装、配管識別確認
	機器据付工事	・仕様、据付位置、方法、振動、騒音、基礎、養生の確認
	通水試験	・流水状態、機器調整、漏水、排水ます、深さ、勾配の確認
給湯設備工事	配管工事	・ネジ切等接手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認
	防露、塗装工事	・種別、防露の厚さ、テープ巻状態、見切、目止め塗装、防食塗装、識別色及び指示標示の確認
	機器据付工事	・仕様、据付位置、据付（基礎、振動、騒音、操作、排水位置等）、メーカー名、養生の確認
	通水試験	・漏水、湯量、温度測定、機器調整の確認
消火設備工事	配管工事	・ネジ切等接手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認
	防露、塗装工事	・種別、防露の厚さ、テープ巻状態、見切、目止め塗装、防食塗装、識別色及び指示標示の確認
	機器据付工事	・仕様、据付位置、据付（基礎、振動、騒音、操作、排水位置等）、メーカー名、他工事との取合い、養生の確認
	通水試験	・水圧、漏水、ウォーターハンマー、泥抜の確認
	配管工事	・仕様、ネジ切等接手類の取合い、勾配、電気配線、器具類との距離、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管の深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認
	塗装工事	・下地、塗回数、識別の確認
	試験	・機密テスト、給湯器・ガスコックの試験だけ
空気調査設備 工事	配管工事	・ネジ切等接手類の取合い、勾配、支持金物（間隔、形状）、地盤高さ、埋設管深さ、口径、材質、貫通管取付仕舞の確認
	ダクト工事	・位置、寸法（板厚も含む）、継目、フランジ間隔、接続状態、支持金物（間隔、振れ止め方法）、吹出口、吸込口・各種ダン

		パーの形状・位置、貫通部仕舞の確認
	保温、塗装工事	・種別、暴露の厚さ、テープ巻状態、見切、目止め塗装、防食塗装、識別色及び指示標示の確認
	機器据付工事	・仕様、据付位置、据付（基礎、振動、騒音、操作、排水位置等）、メーカー名、養生、気密、断熱、雨仕舞等の確認
	試験	・水圧試験、気密試験、機能試験等共通仕様書項目により行う

別表 2

施工状況把握一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種 別	細 別	施工時期	把握項目	把握の程度
重要構造物 函渠工（樋門・樋管を含む） 躯体工（橋台） RC 躯体工（橋脚） 橋脚アーチング工 RC 擁壁、堰本体工、 排水機場本体工、水門工、 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気 温、	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気 温、	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット
ポステンション T（I）桁製作工 プレフォーム桁製作工 PC ホーシラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押し出し箱桁製作工		コンクリート打設時 （工場製作を 除く）	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気 温、	一般：1回/1 構造物 重点：1回/1 ロット
盛土工 河川 道路		敷き均し、転圧 時	敷均し、締固め状況、 使用材料	一般：1回/1 工事 重点：2～3回/1 工事
舗装工	路盤、表層、基 層	舗設時	敷均し、締固め状況、 天候、気温、舗設温 度等、使用材料	一般：1回/1 工事 重点：1回/3,000 m ²
塗装工		清掃・錆落とし施 工時	清掃・錆落とし状況	1回/1 工事
		施工時	使用材料、天候、気 温	1回/1 工事
樹木・芝生管理 工・植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気 温	1回/1 工事

注) ・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案の
うえ、これを最小限として設定する。

- ・ 1 ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設時毎、函渠等の連続構造物は施工
単位（目地）毎とする。
- ・ 一般監督：重点監督以外の工事
- ・ 重点監督：下記の工事
 - ア 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - イ 施工条件が厳しい工事
 - ウ 第三者に対する影響のある工事
 - エ その他

<参 考>

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督（重点監督という。）とする。

なお、対象工事は下記のア～エのとおりとし、契約後すみやかに監督員が適用工種を定めるものとする。

ア 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事（対象工種のみ）

- ・技術活用パイロット工事

イ 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上、及び最大支間100m以上の橋梁工事
- ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・場所打ちPC橋
- ・ハイピア（躯体高30m以上）
- ・その他これらに類する工事

ウ 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事（対象工種のみ）

エ その他

- ・工事担当課長等が必要と認めた工事